

第19回北海道道州制特別区域提案検討委員会 会議録

日 時：平成20年6月12日（木）9:30～12:00

場 所：道庁赤れんが庁舎2階2号会議室

出席者：

（委員）井上会長、五十嵐委員、林委員、宮田委員、山本委員

（事務局）出光 地域主権局次長、渡辺 地域主権局参事、

佐藤 知事政策部政策審議局参事

○ 井上会長：

朝早くご参集いただきましてありがとうございます。先ほどお話しがありましたように、委員の中では佐藤委員、そして福士委員がご欠席、そして宮田委員がおよそ10時半をめぐりに出席されるということでございますので、早速ですけれども本日の審議をはじめたいと思います。

これまでの経緯、毎回冒頭に申し上げておりますけれども、7月を第3回答申の時期というふうに位置づけておまして、これまで継続検討となっていた74件の道民提案をベースに、今回は産業雇用および地域再生の2つをテーマとして答申に向けての設定というかたちでくくっております。それで配布しております資料1にありますように、産業雇用が16件、そして地域再生が11件ということで、合計ここに27件に絞りこんであるわけですが、前々回および前回、17回と18回でありますけれども、それらの委員会ではそれぞれの案件について審議を重ね、最終的にはここにある太字で記載されてあるもの、下の方に注で書いてありますけれども、太字「第17回、第18回の委員会での検討の結果、第3回答申に向けてさらに検討をしていくもの」というふうにしております。それで本日の委員会では資料1の一番右側、「第19回」というふうになっているところではありますが、下の方に◎となっているのが2つ、その他○になっているものがありますけれども、こういったかたちで今日は議論を進めてまいりたいと思います。

それでまず一番下に書いてありますように、◎は整理案の検討ということでありまして、これらが一步先んじて審議が進んでいるもの、さらに○については検討事項ということにしております。それで資料の2になりますけれども、2の1からありますけれども、本日は項目別に資料一覧というかたちでお渡ししておりますものを逐一議論をしてまいりたいと思います。

それで見てくださいとわかりますが、◎がついているのは、これは下の方の負担金制度の廃止、あるいは国直轄事業の維持管理に係る負担金制度の廃止、そしてその下にある道道の管理の特例ということで2件、そして○は8件ここあります。ということで、議事の次第に沿ってあとは進めてまいりたいと思いますが、2の議事、(1)分野別審議についてということでありますので、資料2の目次の順に審議をしてまいりたいというふうに思っております。

それで1点だけお断り申し上げたいと思っておりますのは、先ほどいいました「項目別資料一覧」というもので検討案というものがあって、2-8「カジノ」というのが資料になっているかと思いますが、この点は先ほどちょっと遅れてというふうに申し上げた宮田委員が一番この中では造詣が深いわけですが、宮田先生はここに出席されておられる時間が10時半から一応11時15分ということになっておりますので、その時間の中でこのカジノの問題を議論してまいりたいと思います。カジノについては前回も議論いたしましたし、林

委員の方からも少し慎重な意見も出ておりましたので、あわせてそのときに前回の議論の延長で改めて議論を進めてまいりたいというふうに思います。

そういうことでよろしいでしょうか。なお、宮田委員は遅刻されるということですが、これはメンバー7人のうちの4人が今日は出席しておりますので、委員会そのものは成立しているということで先に進めてまいりたいと思います。

では、まず最初に事務局の方から簡潔に説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ 渡辺地域主権局参事：

おはようございます。よろしくお願いいたします。では、はじめに「国直轄事業負担金制度の廃止」というのがございますが、前回、前々回の議論では整理案というかたちで提出させていただきました。それでこの直轄事業負担金の廃止は道民の提案としては2つございました。1つが130番ですけれども、直轄事業負担金すべてを廃止するという提案が130番でございます。それで提案227番は、直轄事業の維持管理にかかる負担金制度を廃止するという、この2つの種類がございます。今回整理案にまとめるにあたりまして、まず130番、提案130番、維持管理も含んだ直轄事業負担金すべてについて廃止の対象にするといった場合に、国と都道府県の役割分担を明確化することになりますけれども、そうなった場合に、道道だとか河川については道が国からもらっている補助金についてもセットで見直し、なくすということを考えなければ、整合がとれないではないかというふうにこの間の議論がございまして、しかしながら今すぐ補助金について整理するというのは困難だということで、今回の整理案につきましては提案227の直轄事業の維持管理にかかる負担金制度の廃止というかたちで取りまとめたところでございます。

なお、130番の提案の趣旨をいかすという意味で、この整理案の1番下、黒塗りになっていますけれども、将来的には国と道州において道路や河川などの管理主体と費用負担の関係全般において、道内各地の意見を踏まえつつ検討を深めるべきであるということで、補助金の部分も含めた役割分担というところを将来的には考えていかなければならないというふうに整理してございます。

2ページに関係条文の新旧対照表ということで載せてございます。国道の維持、河川の維持、修繕、あと国営土地改良事業という、ここの部分について維持管理経費に対する道の負担というものを廃止するという提案でございます。

以下条文がございまして、14ページをご覧くださいと思いますが、これは毎年道の方で国に対してあげている開発関連施策等の要望ということでございますけれども、その3番目の直轄負担金の廃止という中で真ん中になりますけれども、「特に維持管理費にかかる国直轄事業負担金は、本来管理主体が負担すべきものであることから、早急に廃止すること」ということで、維持管理の部分については特に強調して廃止を擁護しているという状況でございます。

以上でございます。

○ 井上会長：

ありがとうございました。ただ今事務局から国直轄事業負担金制度の廃止等々について説明がありましたけれども、これらの件につきまして皆さん方の方からご意見、ご質問があればお出しいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

一応論点は、第17回の委員会でこの部分は議論をし、そしておおよそのところを委員会としては議論を審議して事務局に国に答申すべき手続きを踏む、その準備をということで今回答申の整理案というかたちで出していただいたものであります。

○ 五十嵐委員：

前々回も出ていたような気もするのですが、確認と質問を2つばかり。今、ご紹介いただいた14ページの一番最後のところで、廃止されるまでの間における情報提供のさらなる充実を図るといっているのは、ちょっと何を意味をしているのかなど、ちょっとわかりにくいので説明をお願いしたいのと、デメリットのところ、デメリット表にあります。地方負担金の減少相当分については維持管理水準の低下が懸念されるとありますけれども、それは地方の負担が廃止することは国の費用でやってくれという話だと思っております。この低下が懸念されるまま提案することはないと思っておりますけれども、ここのデメリットについてどう理解したらいいのか。2点お願いいたします。

○ 渡辺地域主権局参事：

まず1点目ですけれども、情報提供というところでございますけれども、この部分につきましては、都道府県が負担金というかたちで国にお金を出しているのですけれども、それがどういうところでどういう経費として使われているのかということをはっきりと明らかにしてくれということでございます。この道路に使われたというのはあるのですけれども、ではその道路の中でどういう経費に負担金が入ってくるのだろうかということをはっきりと明らかにしてほしいという、できるだけ明らかにしてほしいという要望を出しているということです。

あとメリット・デメリット表の部分の維持水準の低下という部分ですけれども、これは確かに負担金が入っている部分も含めて維持管理というのは現行上の水準でやっていますけれども、本来は国が都道府県においては、都道府県道の整備というのは補助制度がございますので、ちゃんとその水準を維持すべく都道府県がお金を出してやっているわけで、そうした場合国においても都道府県の負担金が入らなくてもちゃんとその水準を維持すべきということをセットで、両方要求していくということになると思います。水準を押し下げるといっては決してならないと。管理責任といいますか、管理者主体として責任をもって維持してほしいということとセットになるということです。

○ 井上会長：

その他いかがでしょうか。ではちょっと私の方から意見といいますか、1点だけ確認なのですが、これは先般、5月の末に地方分権改革推進委員会が第一次勧告を出して、そして政府案というのが今朝の新聞等々に一部報道されているということです。その中で、推進委員会の中に第一次勧告案にある中で、これは道路特定財源の一般財源化というようなことがあって、さらに別のところでまちづくり分野関係ということで道路・河川の地方への移譲というものが強く主張されているということ。それでマスコミ等には一部報道になってはいますが、全部NOというわけでは、省庁はNOというかたちで答えを返すのではなくて、ある一定の割合について地方に権限を委譲するということになっている。ただ、こういうようなかたちでの権限委譲というのは、実は財源の担保というのが抱き合わせで議論されているわけではなくて、推進会議の委員会の部分というのは権限の委譲の部分だけであって、財源の委譲というものが伴っていない、切り離されたかたちで議論になっているということ。そういうようなかたちでいずれにしても今年末ぐらいまで、あるいは今年度末ぐらいまでにかなり具体的なかたちでの部分が出てくるだろうということ。そういうようなところのタイムスケジュールなどを押さえながらいくと、第3次答申、我われが出してくる第3次答申のあたりで、こういうようなところもある程度触っておかないと、結局権限は委譲されても実は河川の管理、あるいは道路の管理というのは実行に移されていない、移しにくいというようなことがあるのでということで、できるだけ第3次答申に折り込むというような認識でよろしいでしょうか。

○ 出光地域主権局次長：

井上先生のお話ありがとうございましたとおり、今、国の分権改革委員会の方が動いているわけでございます。位置づけとしましては、国の分権改革委員会は現在の都道府県体制のもとでさらにできる分権改革というのをもっと進めていこうということでございまして、この道州制特区の方は、さらにその先の道州制を視野に入れて、先行的に一步一步やっっていこうということでございますから、最終的にできる、可能な権限委譲なり分権の範囲というのは、むしろ道州制特区側の方がより大きな、より先のところまでねらうということは可能であろうというふうに思っております。さりとて、私ども道州制を視野に入れて委譲を求める、あるいは委譲を求めようとしている権限で、これからも想定される範囲というのは道州制でなければできないものであるとは限りませんので、今の都道府県体制のもとでもできるというものも当然ありますから、その点では分権推進委員会等とオーバーラップをするという部分が出てきます。その際にやはりなかなかこの分権というのは省庁側もそう簡単に首を縦に振るものではございませんので、これはあるときは分権委員会の方からもこういう強い要請を出してくる。それで一方で北海道側からも出してくるということで、それぞれが連動しながらというのでしょうか、連携しながら中央、国の方に求めていくと、提案を出していくということも有効ではないかというふうに思っております。

また、先生がご指摘の財源につきましては、道州制特区推進法が、法案ができる過程で必ず財源とセットでということ道を強く主張し、そういう財源措置、今まさに国が要している経費を財源措置をするということが法文に明記されておりますので、我われの側は既に法律でそういうシステムになっているのだからということ強く主張していくことができると、そういう強みはあろうかと思えます。こういう意味でも北海道側がそうやって主張していくということは分権改革委員会にとっても側面支援ということに十分なるうかというふうに思っております。

○ 井上会長：

ありがとうございました。その他、ご意見いかがでしょうか。

○ 林委員：

今までの道州制特区で提案した中では、ちょっと異色な印象を私は持つのですね。というのは、道州制特区で今までは権限の委譲という中で、これは14ページのところは北海道からの予算要望としてはすごく理解ができるのだけれども、道州制特区の中でこれを入れるときの書き方というのは、何かもっと道州制特区らしい方法ももっと必要なのではないかなという気がするのですけれども。ちょっと他の要望とは違うように私は感じたのですが、そのあたりは心配というのではないものなののでしょうか。

○ 出光地域主権局次長：

道州制をにらんだ場合に、一番大きな分権の方法論としてやはり権限委譲ということは1番出てくるものでございます。国が持っている権限をこちらに移す。ところが、分権の方法論というのはそれだけではなくて、たとえば関与の廃止というものもございまして。これは先に第2回の答申で提案しました、農地運用の関係で、4ヘクタール以上の大臣権限を道に移してください、これは権限委譲なのですけれども、もう1つは2ヘクタールから4ヘクタールまでの間が、これは知事の権限なのですけれども、その場合に大臣の同意を求めなければならないというのがございまして、それをやめて、これは関与の廃止ということになります。権限は既にこちらにあるのですけれども、何か了解を求めなければならないとか、あるいはあとで何かいるとか。医大の転院の自由化も文部科学大臣の関与な

のですけれども、ああいう方法論も出てまいります。

それから今回この直轄事業で、この3つ目の答申の中で新たに出てきた方法論としまして、役割分担をはっきり整理をすると。つまり、国と道、あるいは道と市町村でも同じようなことがあろうかと思うのですけれども、それぞれが同じようなことをやってきたり、それぞれがお金を出すだとか、あるいは負担を求めるといったかたちで、仕事の役割分担のところがオーバーラップして、そこでお金をもらったり、あげたり、やりとりを。そこをもうちょっときっちり住み分けをして、制御した方がいいのではないかと。この役割をオーバーラップしていることでどちらも意志決定がその分遅くなったり、あるいは書類のやりとり、お金のやりとりで無駄な事務が発生する、あるいは責任の所在が曖昧になるということがあるものですから、できる限り役割分担というのははっきりさせた方がいいという方法論も1つございました。そういう新たな方法論として今回、初めてそのテーマの1つとして直轄管理ができると、そういうふうに位置づけられればと思っております。

○ 林委員：

その辺がもう少しわかるような要望書であってもいいのかなというふうに私は思いました。（渡辺地域主権局参事：はい、わかりました。）

○ 山本委員：

先ほどおっしゃった国の分権委員会とか様々な予定の中で、良いタイミングで出せば良いのだと思うのですね。ただ、やはり先ほど五十嵐委員もおっしゃっていたように、今までもあった直轄事業の負担金の内訳について、何に対してどうだったのかということ十分に承知していないので軽々にいえないのですけれども、廃止されるまでのプロセスや、これまでの経緯など単純にクリアにすれば事足りるのではないので、どんなふうに舵を取れるか見極めていった方が良い時期もあるのかなと思っております。タイミングを計ること自体、非常にテクニックを要するので、事務局の皆さん方に委ねるところですけれども、背景にある攻防を忖度してしますと、せっかくの提案を潰したくないので、なによりタイミングの見極めが肝要かなというふうに思います。

○ 井上会長：

ありがとうございました。今ここに、今日ここに出席しているそれぞれから意見が出たのですが、もともとこれは各委員もご承知のように、道民提案というかたちで上がってきて、それを1つ1つ採択できるものなのか、あるいは特区提案としてふさわしいのか、そうでないのか、あるいは現状の施策の枠組みの中で実現可能なものなのかどうかというようにも分けて現在のような議論のたたき台というところに絞り込んできたわけです。それで、出発点は道民の皆さん方の提案なのですが、片方で全国知事会等々で、これは結束しているというふうに捉えていいのだろうと思っておりますが、こういった国直轄事業負担金の制度というのを廃止していただきたいというような要望が国に向けても知事会等から出されているというふうに理解しているのですが、今お話しになったように、時期のタイミングの話も出てきましたけれども、知事会との連携という、知事会というのは今この問題についての動きというのはどの段階まで、ここしばらくは具体的に動きがあるというわけではないのですか。

○ 出光地域主権局次長：

このテーマに限ったことではなく、今、分権委員会の議論がまたどんどん動いていますから、知事会も直近でもこの半年間に2回ぐらい分権委員会にいろんな意見・提言を出し

ておりますので、知事会の方も盛んに動いているといいましょうか、分権委員会の動きを注視して、適時・適切に意見を表明している、そういう状況でございます。そういう一連のいろいろな意見・提言の中で、こういう直轄負担金制度ということについても、毎年これも言ってきているテーマで、毎年言ってきているけれどもなかなか実現はしていない。ただ、昔ですとある日突然と言ったら変ですけども、ポンと請求書が送られてきて、そこに何千億とかいう金額が書かれていて、請求書が来たけど払えない、こういう世界でありましたけれども、最近は少しは内訳が請求書に書かれるようになってきた。それでもまだ内訳はよくわからない。人件費とかにどれくらい入っているのかとかわからない請求書が来て払ってしまう。したがってその額がどの程度正しいのかも払う側は検証しづらいと。こういう状態が起きていると。今はこういう現状があらうかと思えます。先ほどタイミングということもございましたけれども、特に言っていかなければこういう現状すらなかなかこういうことはあらうかと思っております。

○ 井上会長：

ありがとうございます。金額等々については、これは今日用意していただいている資料の整理案の1ページのところですか、「目指すすがた」というところが一番下のところにあって、この直轄事業に対する北海道の負担金、1,126億円というかたちになっている。そして維持管理費に関わる国直轄事業負担金の廃止ということで北海道は229億円というかたちになっている。数字的にはここに明示してあると思うのですが、今日ここでご審議いただきたい、あるいは一応の結論を出しておいていただきたいのは、答申案の骨格になるこの部分について、このかたちでよろしいかどうかというのはお決めいただきたい。それで時期的な問題云々というのが出てきましたけれども、それは最終的に7月の答申案としてその他の提案と同時に答申案をつくるときに時期をどうするかというのは考えて入れる、残す、あるいは落とすということとその段階で考えるということにしたいと思えます。

この2-1ですか、資料の2-1となっていますが、これは今日の段階では中身はこういうようなかたちでの答申ということでよろしいかどうか伺いたいと思えますが、いかがでしょうか。

○ 林委員：

よろしいですか。私の疑問は先ほどお話ししたのですが、是非佐藤委員、福士委員にご意見を伺いたいなという。たぶん、また私たちとは違う発想でこの書き方ではとか、こういうふうにした方がよいというような、アイデアをお持ちだと思うので、是非法律の専門家の委員のご意見をお聞きしたいなという、この場ではもちろん無理ですが、後日お願いしたいなと。

○ 井上会長：

これは2つあって、1つは事前に事務局の方でご欠席になるという予定だったので、ヒアリングでいただいていると思うのですが。

○ 渡辺地域主権局参事：

昨日、福士先生とはお話しして、佐藤先生とはちょっとあいにく都合が付かないということでしたが、福士先生には一応お話しして、まあいいのではないのですかということでしたが、今、林先生の方からもうちょっと役割分担の明確化ということの中で打ち出すとか、これだと理不尽だからしてくれというのは確かにおっしゃるとおりだと思います。

ので、もうちょっと役割分担を担ってそういう明確化すべきだということを入れたかたちで再度、次回もちょっと佐藤先生と福士先生に事前にご相談したいと思います。

○ 井上会長：

それでよろしいですか。あと2点と言ったので、1点はここの部分ですが、あと1点は、いずれにしても今日は最終的にこれだけの人数だということもありますし、またそれを抜きにしても、最終的に答申案というのを固める段階ではもう一度全体を、たくさん時間をかけてというわけには、そして1から10までというわけにはいきませんが、今日意見として出てきて、特に林委員等々から出てきているという部分を含めてその部分が修正されているかどうか、必要な修正がされているかどうかというのは確認作業をいずれしたいと思いますので、その点をご了解いただきたいと思います。

○ 五十嵐委員：

書き方といいますか、その提案の仕方のところで目指す姿なのですけれども、負担金の廃止というところで終わってしまっていますが、負担金を廃止し、全額国負担という、負担分がただ単に減ったというだけではなくて、全額国負担という、中に書いているのですけれどもテーマにも入れておいた方がよろしいかと思います。

○ 井上会長：

その種の意見があればまたお出しいただきたいのですが、いかがでしょうか。タイミングの問題、そしてお二方の委員から出てきた、1つは今日欠席されている方、特に法律の専門家が欠席されているわけですので、そのあたりのところの意向も、意見ももう一度確認をしてはどうか。あとは記述の方法、あるいは中身、表現の問題。その部分は少し改めたらどうかというようなご意見が出たということで、そのあたりを踏まえてもう一度レビューするとききちんとこのあたりを押さえた議論をするということ。そういうことでよろしいでしょうか。ありがとうございます。では、次の2-2、道道の管理の特例措置。そのところをよろしくお願いいたします。

○ 渡辺地域主権局参事：

道道管理の特例措置というところがございます。道道の管理につきましては道路法第17条第2項で、指定市以外の市については道と協議の上、道道の管理を行うことができるとなっていますけれども、町村についてはそういう規定がないため、できないということになっています。しかし北海道、課題の3つ目の部分になりますけれども、北海道においては委託というかたちで現に奈井江町・浦臼町において道道の管理というものをやっていたいてまして、現実的には町であっても道路を管理することはできるということで、道路法の17条の規定の中に、市ではなく町村も入れてもらおうと。こういう提案です。それをすることによって、より住民に身近なところで道路の管理をしてもらおうということがございます。

16ページを見ていただきたいのですが、これは新旧対照表ということでございます。法的には国道と道道、都道府県が管理している国道の部分についても市や町村ということなのですけれども、※にありますけれども北海道におきましてはすべて国道については国が管理しているということになっていますので、一応現実的には国道の管理が市や町に移るということはありません。

以上でございます。

○ 井上会長：

ありがとうございました。道民の提案ナンバー226、道道の管理の特例ということで、配布されている参考資料の一番最後についているのだと思うのですが、概要というのは、町においても都道府県の同意を得て当該市の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができるようにするというので、事実関係等の整理、そして実現するために考えられる手法、道路法の改正ということで、ここに提案がされているとおりであります。それは整理案としてまとめられているとおりであります。メリット・デメリット、それぞれありますけれども、この部分については一応の審議をした上で事務局に整理案のかたちでまとめるようにということの要請をこの委員会で前々回にしたところでもあります。これらについてご意見等がありましたら、あるいはご質問があったらお出しいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

資料もあまりついていないのですが、これはこの委員会に先立つ道州制推進道民会議というものが開催されていたとき知事が座長であったと思いますが、そのときにここに書かれてある、実際には奈井江町長あたりもメンバーにおられて、強くその会議の場で主張されて一部実験的という表現がいいのかどうかわかりませんが、実際に道道の一部管理というのを、特に冬場、それについてやったということがありまして、委員の先生方に配布されている資料では15ページの課題のところ、平成19年度から奈井江町・浦臼町において道道の維持管理の部分的および除雪の委託を行っているが、というところ。具体的に目に見えるかたちにはなっているのですが、これをさらに一歩前に進めたいというのがこの道州制特区提案の趣旨、あるいは背景であります。そういうことで議論してまいりましたけれども、目指すすがたというかたちでここに整理案が出ていますが、これについてご意見があればお出しいただきたいと。

○ 渡辺地域主権局参事：

ちょっといいですか。先ほど井上先生がおっしゃった分権委員会の勧告の中にも出ていましたが、この部分も入っていますので、分権委員会の方の考えと、あるいはご提案とは複合しているというか、緊密に接しているというのもあります。

○ 林委員：

ここでは奈井江町と浦臼町での実験がプラス面が多かったということだと思うのですが、他の市町村の聞き取りというのか、その反応というのはどうなのでしょう。

○ 出光地域主権局次長：

現在は、まず北海道内では初のケースとして奈井江町さん、浦臼町さんにまず委託というかたちでお願いをして1年間やってみて、その効果なり課題も上がっていると思うのですが、そういうことが行われているということを見て、いくつかの町から道に対しまして自分のところでも是非やりたいというお声が出てきているところがございます。そういうところをもう少し、どういうふうに範囲の展開を図っていくかということになって検討しているところがございます。ただ、一方でこういう法律上のこういうできる規定がないものですから、今苦し紛れといいますか、委託というかたちでやむなくやっておりますので、そういう中で制約というものがございます。たとえば委託をした側の責任というものもあるものですから、こまめに監督していかなければならないと、そういうかたちでちょっと責任の範囲がはっきりと権限が移るというかたちでは委託ではできませんので、そういうところをもっと広く自由度を拡大して、町の方にお任せをするというかたちでいくという法改正が必要になるということになってまいりまして。また道路法の規定も、

今の市の場合もそうですけれども、道と協議の上、そういうことができるということですから、すべての市町村に強制的にみんなやらせるとかそういうことではございませんので、あくまでも現場の、町の自治体の自治体制、そして自分のところでやりたいという声に応じて対応できる、そういう法体系にしておくという、そういう趣旨の提案になろうかと思えます。

○ **山本委員：**

今、お聞きしたかったことは、今のやりとりがありましたので、私はこれは問題はそんなになく、これでいいと思えます。参考資料のデメリットに、あえてデメリットに書いてありますけれども、まず協議の上、手を挙げたところと道が協議の上ならば、この一見デメリットに見えることも当然住民サービスとしてやることだから、いろいろ財政上クリアしなければいけないこともあるのかもしれないけれども、それ相当の財政及び予算も必要になることも住民もわかった上で後押しするようなテーマかと思うので、非常にいいのではないかなというふうに思えます。

○ **井上会長：**

ありがとうございました。その他はいかがでしょうか、よろしいですか。では、ここの部分をもう一度、今出てきた意見等々をレビューされて、最終的に案としてまとめる段階で改めてしきいな検討をこの委員会で行う。もし欠席されるような先生がおられれば、事前にきちんとご意見を賜っておくということに対応させていただきたいと思えます。

では、一応今までのところで比較的答申案、これも資料2のカバーには整理案(答申案イメージ)となっていますけれども、このイメージをもう少し整理したかたちでこの次、この次というのは答申案を最終的に議論する場になりますけれども、出していただきたいというふうに思えます。

それで残りの部分は検討案ということになりますが、ここのところで全部で6件ございますけれども、この順序で、カジノを除いてその順序で当面議論をしてまいりたいと思えます。資料の2-3というかたちで指定都市等の指定要件の緩和ということで、資料のナンバー2-3、19ページからになりますけれども、この点について事務局の方からご説明をいただきたいと思えます。

○ **渡辺地域主権局参事：**

こちらの都合ですけれども、指定都市等の指定要件の緩和の部分と、広域中核市制度の創設の部分につきまして、基礎的自治体、つまり道からの権限委譲の部分に関連してしますので、2つ一緒に説明させていただければと思えますが、いかがでしょうか。

それではまず、指定都市等の要件緩和というところでございますけれども、これは前回、18回の委員会でご説明しまして、その段階では具体的な提案内容ということで、人口要件、政令市、中核市等の人口要件を自治法そのものの中に何万人ということ書き込むというかたちで提案するのか、それともその指定要件を条例で決めるというかたちでこの中に書き込んでもらうのかということ2つの案をお示したところ、委員会の中で条例の中で書き込むことにして、ちゃんと市町村等といろいろと人口要件がいいのかということ議論して、あとで条例で決められるようにした方がよいのではないかとご指摘をいただいたところでございます。そのご指摘を踏まえまして、今回は指定都市等の人口要件を道の条例で定めるというかたちで具体的な提案内容としてまとめさせていただいております。この中で指定都市、中核市、特例市と普通の市、5万人以上ということですが、この部分については北海道においては条例で人口要件を設定するというかたちの提案にする

ということでございます。

以下の 20 ページ以降の資料は前回の資料と同じものでございます。次、27 ページですが、広域中核市制度の創設ということでございます。この広域中核市制度というのは、市という、権限を持つ要件というのは、ある種市だったり、中核市だったり、特例市だったり、人口を要件にしてこういう権限を出せるというふうになってはいますが、発想のポイントをこの 2 つ目の○になりますけれども、過疎地の多い北海道においては、中心都市だけに着目するというのではなくて、圏域をカバーする、そういう政策展開を効果的にできる基礎的自治体というのが必要なのではないかと。それで、政策展開の圏域として二次医療圏、医療における圏域ですけれども、二次医療圏の重要性が高まるので、これを着目して新制度を構想するというので、具体的な提案内容が下線がございますけれども、地方自治法に広域中核市というものを創設して、二次医療圏と区域が一致する市というものが誕生した場合に、今の政令市と同様の権限を道の方から、道の持つ権限を政令市と同じように移してしまうという提案でございます。

それで以下、同じ過去もお見せした資料なのですが、そのうち 32 ページをご覧ください。これは新たに今回つくった資料でございますけれども、いかんせん広域中核市になると、いわゆるメリットと申しますか、そういうものを説明した資料でございます。

圏域を広く見渡した政策展開ということで、核となる都市、周辺の町や村がネットワークを組んで共に支え合うための政策を広域中核市が自ら考え、そしてこれに沿って道立病院の再編ですとか、商業施設の一次産業振興道路網の管理を行えるようになる。

次に 2 が、高い専門性を発揮した組織運営ということで、保健所をはじめとして支庁の機能を広域中核市の方に吸収する、委譲することになりますので、吸収することになって、保健・医療・福祉や都市計画の分野で高い専門性が発揮できるようになるということです。

あと、道の関与を受けない自立的な自治体経営ということで、権限委譲ですとか関与の廃止によって、道に判断を求めることなく、広域中核市自らの責任と判断で行政を進めていくことができる。

こうしたことで矢印のところの黒塗りの部分になりますけれども、市役所の機能が強化されて、行政サービスの向上となって住民の方にメリットをもたらすということと、自己決定・自己責任の度合いが高まっていくことになると。

次、33 ページの Q&A は、これまでの委員会でいただいた質問等を Q&A というかたちでわかりやすい資料にしました。問 1 では、人口 10 万人に満たない圏域もありますけれども、こういうところでも政令市と同じような権限を持つことは無理ではないか-ということにつきましては、法定委譲される権限の多くは、現在支庁でやっている仕事でございますので、その分の予算、権限の方の予算、あるいは中核市が希望すれば人員についても移すということで十分業務執行は可能ではないかということです。

問 2 は、交付税措置が抑制されている中で財源は確保されるのかということで、それは道にきている交付税がその中核市にいくわけですから、財源の確保ということでは特には支障がないということなど、主な 3 つの件について Q&A で取りまとめているところでございます。

それであとの資料は同じなのですが、次は 54 ページをお開きいただきたいと思いますが、これは先ほどから話題になっております地方分権改革推進委員会の第一次勧告でございます。5 月 28 日に出されたものでございます。この勧告の中で、「第 3 章 基礎自治体への権限委譲と自由度の拡大」ということで、64 の法律、359 の事務権限を都道府県から市町村へ委譲ということで、この勧告の中で都道府県の権限を大幅に市町村の方に委譲していくということが論じられています。

次は 56 ページになりますけれども、これは総務省の方で出した定住自立圏構想というの

が5月に出されました。これは57ページにありますけれども、少子高齢化ですとか人口減少、地方圏から大都市圏への人口流出など、地方圏の厳しい現状というものが背景として、大都市圏への人口偏在をどう解消していくかという観点からつくられた構想でございます。

58ページになりますけれども、目指すべき方向としまして、定住自立圏という考え方を打ち出したと。これは中心市と周辺市町村が連携し、役割分担をもって生活に必要な都市機能を確保していこうという、それが定住自立圏というものであるということでございます。

59ページになりますけれども、基本的考え方としては選択と集中、集約とネットワークということで、すべての市町村にフルセットでの生活機能を整備するのは困難だということで、中心市が圏域全体の暮らしに必要な都市機能を整備して、周辺地域と連携、交流してそれぞれが活用していく。そういう定住自立圏というものに対して国が集中的に支持していくというのがこの構想の柱になっています。

60ページが定住自立圏のイメージですけれども、人口5万人以上とこれは書いていますけれども、圏域の核となる人口5万人以上の中心市が周辺の市町村と協定を結ぶことによって、日常生活に必要な機能をお互いに活用しあって、住みやすい社会空間の形成を目指していくということとなっています。

次に61ページですけれども、そうした定住自立圏の中心市に対しては、圏域全体をマネジメントするという能力を強化するという観点で、この新しい枠組みの構築というところにありますけれども、国・都道府県・市町村という枠組みのもとではこれまで困難とされてきた施策や権限を特例的に中心市に対して委譲していくという内容になっています。

以上で、今私どもが提案・検討している基礎的自治体に対する権限委譲という観点でひとつ、地方分権改革の一次勧告ですとか、今説明した定住自立圏構想とか、基本的には考え方としては一致してございまして、今後といいますか、今検討している広域中核市制度の創設、あるいは政令市・中核市の指定要件の部分について、この定住自立圏構想の中で打ち出されている考え方をいかして、次回に向けてもう1回整理させていただきたいというふうに思いますがいかがでございませうでしょうか。

○ 井上会長：

ありがとうございました。ただ今事務局の方から検討案としてここに提示されている資料の2-3および資料の2-4それぞれ指定都市等の指定要件の緩和および広域中核市制度の創設ということですが、事務局の説明等に関しましてご意見、ご質問があればお出しいただきたいと思っております。

指定要件の緩和云々については、前回18回のこの委員会で議論をいたしました。あと、広域中核市制度の件につきましては、17回の本委員会で議論をさせていただきました。それらを踏まえたかたちでも結構でございますけれども、ご意見、ご質問をお出しいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

事務局の説明では、先ほど1番最後につけてあります、定住自立圏構想の概要ということで、これは先月総務省から出されたものでありますけれども、これらを踏まえながらも一度さらに整理をして、整理案のかたちになるのかどうか、これは今日の議論の次第でありますけれども、もう少し整理したかたちで提出をしていただければということでもありますけれども、それらに係わってご意見があったらお出しいただきたい。

1点だけ確認ですが、これはこの中身云々ということではなくて、実際に例えば北海道特例というかたちで認められて運用していくときの現場の混乱といいますか、懸念される部分ですが、この委員会でも前回、あるいは前々回に出ていたと思うのですが、現在問題

になっているとっていいのか、話題になっているというか、支庁制度改革問題と抱き合わせでやって、その抱き合わせで通すということを考えているのかということ委員の一部からご意見があったと思いますが、今、開催中の道議会の中で支庁制度改革の議論というのはどういうふうに着がつかかわからないけれどもヤマ場を迎えて、1つの方向性が見えていくかたちになると思うのです。あと、こちらの方でそれを補強するような地方分権なり、地方自治というのがこれらになると思うのですが、それは答申案の中に仮に折り込んできていて、それから道民の皆さん方に意見聴取をいたしますね。それはいつ頃、一般的に言えば第3回答申というのを7月に出して、それ以降の扱いというのを今一度ちょっと確認させていただけますか。

○ 出光地域主権局次長：

はい、第3回答申を、たとえば7月中ほどにいただければ、直ちにパブリックコメントと市町村への意見照会、文書で行いますけれども、これに配布して、直ちにですから7月中旬くらいから概ね1ヶ月の期間を取って意見照会をします。したがって、8月中旬から下旬には意見が集約される。いただいたご意見を踏まえまして、直すべき点は直して、今度は道議会に対して議案というかたちで提案をする。この議案として提案する場合は当然その答申案をつけますけれども、それをさらにそれぞれのどの法律のどの部分をどう改正するかという法制的なブレイクダウンをした上で道議会に提案する。そして道議会が次の道議会、9月に開かれますので、そこでご審議をいただいて可決されれば、10月に国に正式提言をする。そういうスケジュール関係になるかと思えます。

それから先ほどの総務省の定住自立圏構想が先月に出てまいりましたけれども、これは構想として先月に出てきたということで、では総務省としてこの構想を踏まえてどういう制度改革を行うか、あるいは予算措置を行うか。これはまた夏から秋にかけてということになって、例えば通常国会に出るとかという流れになっていますので、仮にその第3回答申に盛り込んで提案することができれば、ちょうど総務省の方でも定住自立圏関係の制度化をやっていくタイミングに北海道側からの考えを斟酌するということができるのではないかと。そういう意味では最も適したタイミングに持ち込めるということになるのではないかなというふうに思っております。

○ 井上会長：

ご意見、ご質問があったらお出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。山本委員。

○ 山本委員：

私はこの構想はもともと非常にチャレンジをするという意味ではいいものだと思います。全体として。それで、今おっしゃったパブリックコメントというのを、これは結構しっかり聴取をしたいなど。道州制のテーマにあがってくる案件はどれも非常に住んでいる人に影響を与えるものでありますが、これはやはり地域の行政の構造が変わるという意味で、うまくいけば非常に専門度の高い、医療に関わらずある種の専門集積された市町村がネットワークされて中核市があるという、すばらしいイメージももてるのですが、これは相当そのマネジメントという、ただ単にではなくて本当にビジョンをもってミッションを実行していく、これは前々回の私が言ったような気もするのですが、わりと高度なプロフェッショナルな行政の集団がいて、ある種の塊がいて、その首長なども高い能力を備えてお互いに調整していかないと、せっかく仮に良い機能を持てたとしても、調整ができていかないと実行力がないということも当然あって、乗るか反るかというのは言い過

ぎだけれど、そのプロセスでいろんなことが想像できますね。ですからやはりそのことも当然みんなわかるわけですが、理解してチャレンジしていくわけだけれど、与件をきちんとやはりお知らせして、理解を得ていくようなかたちというのがとても大事ではないかなというふうに思います。

それで結果として住む側が定住してほしくていろいろ構想するわけですが、逆にいうと、場所を変えるということにはリスクも伴うのだけれども、逆に住民側からすると住むところをチョイスしていくわけで、例えば北海道だと札幌に集中することだって、場面によってはなくもない。そんなかなり大きな骨格で動いていけばもっと面白いのかもしれないような要素をはらんでいるので、確実にやはりある程度きちんと、特定のカテゴリーのご意見だけではなくて、わりと広く意見をきちんと把握できるようなことがこれは大事かなと思います。

○ 井上会長：

ありがとうございます。宮田委員どうぞ。

○ 宮田委員：

すいません、遅れてきまして。申しわけありませんでした。今の山本委員の意見に非常に似ているのですが、私は地方からの参加者の1人でもありますので申し上げますけれども、たとえば道東地域といっても九州と同じ広さがあるのです。それでその中には県があるわけではなくて、ですから私はこの広域の中核都市なり、こういった地方の都市の、今の案が出ていますけれども、これはもうみんなが望んでいることでありまして、それと今山本委員がおっしゃった、何でもやはり、これは首都圏と地方というだけではなくて、北海道においては札幌と地方というかたちの中で、医師についても何でも全部札幌に、看護師もみんな集まってしまう。それはそれなりに魅力があるわけですが、それはやはり中核都市、中核エリアでもしっかりとした医療体制だとか教育だとか、あるいは商業の集積だとか、みんなやはり何か立て直しをしなければならぬ時期になっておりますので、そういったビジョンを明確にしてやるチャンスだと思っておりますので、全国が決める前にやはり北海道らしい取り組みに進められるのであれば、是非答申していくべきではないかなというふうに思います。

○ 井上会長：

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。では、これはもう少し一歩進んで整理案で答申がイメージというところに一歩進んで事務局に準備していただくということでもよろしいでしょうか。

ではそのようにしていただきたいと思います。今、出てきた中で私自身があえて言及したいのは、今回出席しておられない委員の先生もおられますけれども、非常に支庁制度改革の議論が道内では緊張感をはらむような、ポリティカルイシューになっているということでありまして、そここのところと私個人との、委員の先生方個人の考え方は別として、これらのことは1つ線引きをしたかたちでの整理案をつくっていただきたいというふうに思います。

あと出てきたものでは、パブリックコメントというものについても、この点については十分に道民の皆さん方からの意見、特に地方。地方にお住まいの道民の皆さん方の意見を十分にお聞きするというかたちで進めるということにさせていただきたいと思います。それらのことを踏まえてこの整理案というかたちでまとめていただいて、その段階でまた改めて十分な審議をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それではその次、ちょっと宮田委員がお見えになりまして、今 12 時ぐらまでおられるということですが、12 時から今日予定している終わりの時間なのですが、居ただけということでありました。けれども、カジノの問題についてまず先にやっておきたいと思いますので、事務局の方から説明の方、よろしくお願いたします。

○ 佐藤 知事政策部政策審議局参事：

おはようございます。政策審議局の佐藤と申します。前回の委員会でご要望がありましたカジノに関して反対意見もあるのではないかとのご指摘でございました。審議の客観性を確保するという意味で、両方の側面からの資料を準備させていただきました。ページ、107 ページです。107 ページ、「カジノ資料 1」と書いてありますが、これはポイントを申し上げますとこれはアンケート調査の結果です。アンケートはその対象、実施主体、地域によって多少バラつきがございますので複数載せてあります。一番上が社会経済生産性本部が平成 14 年 12 月に実施したもので、どちらかといえば賛成というものを含めて賛成が 20. 8、反対が 34. 2。2 番目が共同 PR 株式会社が平成 15 年 4 月に行ったもので、賛成が 46. 1、反対が 27. 3。その下が静岡県のもので、これは数が少ないのですが県民を対象としたもので、賛成が 49. 9、反対が 30. 2。多少バラつきがございますが、傾向としては時期が後ろの方になると、国内で動き回ったので賛成の意見が増えてきている。ただし、反対も 20%後半から 30%前半まで、どのような調査でも大体こういう傾向が表れているということです。

具体的にどのような理由で反対するかということですが、1 枚めくって資料 2 をご覧ください。右側ですがそのままですね。项目的には経済に関する事項。まず 1 点目として、これは既にお配りした 2 回ほど前の委員会で提出いたしました分厚い資料の関係部分からの抜粋です。まずは経済に関する事項。そもそも経営不振に陥る懸念があると。これは財源として、よく例としてありますのは地方競馬などがこれになると思うのですが、収益を期待したところ結果として不振だった。それから世間の注目を集めて始めましたサッカーくじ。これも収益性はマイナスだった。すなわち、必ずしも高収益が期待されるかわからない。

2 点目として、そのインフラ整備にそもそも社会的なコストが発生する。建設費がかかる。3 点目として、これは一番反対理由の中で大きなものなのですが、1 つは暴力団体と組織犯罪の営利がある。犯罪が増加するなど治安の悪化が懸念される。同じような項目でもう 1 点あるのが青少年への悪影響がある。これはカジノが非常に増えると射幸心をあおって一攫千金の考え方が広まると勤労意欲や学習意欲の低下につながると懸念される。これが反対理由の中で大きなものです。

あと、そもそも論としてギャンブルなどは必要ないという考えをおもちの方も社会の一部には根強くいらっしゃるというのは客観的な事実としてあるということです。

ただ、これに対しましては前回宮田委員がふれられていましたとおり、次のページの資料をご覧ください。これは与党の法制定に向けた基本方針の中でふれられている対策の抜粋です。組織暴力団の問題に対しては、これは一口で言いますと治安を強化することと、許認可をしっかりと、そのような犯罪に関わるような人たちが経営に関わってくることをないようにすることを制度的に担保すればよいというような提言がなされています。

青少年への悪影響に関しましては、入場資格を、たとえば ID カードを配るですとか、資格を明確にして、青少年がそもそもそこに加われないようにするというような対策が可能になるとう。

それで依存症対策、これは「カジノ依存症」という、これは明らかに病的な依存症に対

する対策としては、収益の中から一定の治療費、対策費というのを配分するようなシステムを導入する。それでここに書いてあるとおりです。ただ、こういった治安対策ですとか、暴力団対策、青少年対策というのは各国で非常に効果が表れているのではないかと評価されているのですが、最終的にギャンブル依存症というのはこれはどうしても残るものだという意見が非常に多ございます。

そしてもう1枚おめくりください。資料の4です。資料の方はこれで終わりですが、これはカジノ導入をめぐる最近の動きと論議ということで、国立国会図書館調査および考査局が2006年の11月に出した資料なのですが、韓国の状況とアメリカの状況について書いてあります。韓国はもともと歴史的には外貨獲得のために外国人専用のカジノを始めていまして、それが13ヵ所ございまして、ごくごく最近になってから、2000年に韓国の1番北、北朝鮮との国境すぐ近くの、江戸の江に野原の原と書いてカンウォンというのですが、カンウォンドウに初めて韓国人向けの、国内向けのカジノができます。これが初めての国内向けです。それで2000年にでき上がったところがどうだったのかというのがこの一文なのですが、1日の平均入場者は4,980人、租収入が約466億円相当で、外国人専用カジノをしのいでいる。それで、平日から開場前から600人、週末には1,300人の人が行列をつくり、夜通しカジノを続け、カジノのソファで仮眠を取った後、開場を待つ姿が見受けられるという。破産・自殺といった悲劇が続いているが、依存症に対する抜本的な対策は進んでいない。以下省略させていただきます。これは韓国の状況です。

それから米国なのですが、米国もラスベガスで長い歴史がございまして。収益によって割合を法律に基づいてこういった医療対策の費用として拠出することが義務づけられております。それでクリントン政権下、少し古くなりますが、1996年に連邦議会に米国ゲーミング影響評価委員会、NGISCという委員会が設けられまして、ここが調査した結果、その調査に関わったシカゴ大学の世論調査センターの報告によりますと、米国人の成人の1.2%、約250万人が病的パソロジカルギャンブラーである。約300万人が問題のあるプロブレムギャンブラー、さらに予備軍的な人々が1,500万人以上いると言われ、青少年層、12歳から18歳においては病的ギャンブラーの数は110万人に達するのではないかと見られている。というような報告がございまして。これが客観的な資料でございまして。

ちょっとこの場をお借りして、事務局の方から過去数度資料を提出させていただきましたので、ここでも議論をいただきました。それでちょっとこの場をお借りしまして、手短かにこれまでの議論のポイントと、私ども道の事務サイドとして検討を進めている経過について若干一言、整理させて、補足させていただきたいと思っております。

既にもう議論されたところでございまして、カジノというのは世界的に数が広まっている。これまでは禁止する国が多かったのですけれども、2002年時点で112ヵ国。その後カジノを許可する国は今も増えている。たとえば韓国もそうですし、シンガポールもそうですし、タイも現在すすめているということです。近年アジアで急激に増えているカジノはどのようなカジノかということ、宮田委員が実際に行かれたような、マカオにありますベネチアンマカオのような施設規模が、あそこは43万平方メートル。札幌ドームが5万3千平方メートルですから、札幌ドームの8倍から9倍の大きさの施設で、そこにスロットマシンが1000台以上、ゲームテーブルが500台、ホテルの部屋数がスイートで3000室、ショッピングセンターが356の店舗とレストランがある。こういうようなものが既に1つできていて、その他に3つ今建設中である。その施設の規模はだいたい40万平方メートルから50万平方メートルと同じ大きさで、設備投資額でいいますと日本円で約2千億円程度。シンガポールにおきましても、それよりさらに大きなものがマリーナベイとセントーサ島というところで今建設中でして、こちらは57万平方メートルで3,800億と4,100億のプロジェクトです。

このように各国で巨大なプロジェクトが進行していて、その中核となっているのがラスベガスでこういうノウハウを蓄積したリズモアですとかサズとといったカジノ系の資本。もしくはヒルトンやリッチといったホテル系の資本。それに香港の資本ですとかマレーシアのゲップングという資本ですとか、そういったところが中心となって、さらに世界的なファンドから投資を呼び込んでいます。具体的に言いますと、パークレイ系、それからバンクアメリカ系、これはアメリカですね。それからヨーロッパ系でいうとミッドランドですとかリッチパーク、こういったところが投資をして大きなプロジェクトを推進している。これを踏まえた上で日本としてどうするか。これだけ大きなものができ上がりますと、観光客を非常に引き込む力があるので、ビジットジャパンの大きな流れが先の政権からありましたが、日本の経済力を向上させるという上で、これは1つの大きな手段となりうるだろうということで自民党政務調査会観光特別委員会カジノエンターテイメント小委員会が、我が国におけるカジノエンターテイメント導入に向けての基本方針というものを発表しまして、それが前回皆様にお配りしたそのものです。これに基づいて自民党では法律の制定に向けて動いていたのですが、道路財源の議論が先になってしまいまして、どうも今国会での成立は難しそうな情勢であると。

ただ、その方針をよく読みますと、与党としてはどういうことを考えているのかということがいくつか見えてきます。その中のポイントとなるところが、1つは国際的・全国的視点からカジノの振興効果を発揮できるものについて、全国2、3カ所に限定して導入をする。つまり北海道がこの中に入っていくためには、こういったアジアの諸国で行われている大規模なカジノと対抗できるようなプランを出して、それが世界的に魅力のあるものであって、それが日本国内でも魅力のあるものであって、他県から上がってくる構想と比べても遜色のないものである必要があるということなのですが、国内では24都道府県においてカジノ構想が検討されておりまして、一番先発が東京都石原都知事で皆さんご存知のとおりなのですが、その他、後発ですけれども非常に進んでいるのが沖縄県です。沖縄は基地問題もありまして、ちょっと違う要因もあります。沖縄県におきましては今年の4月にカジノエンターテイメント検討事業のプロポーサルをやりまして、これは公式な県の予算を使って企画提案を行っています。ここまで進んでいるところもある。他県は当然これの後追いをすることになると思います。

さて北海道はどうなっているかということなのですが、ご承知のとおり、まずは皆様にご理解をいただく。反論があれば先に進めませんのでご理解をいただくのが最初ということで、皆様にもお配りしました研究報告書を道内180市町村にお送りしましたし、それから各地で研究会や勉強会があるところには職員を派遣いたしまして、あるいは進んでいるところではご意見をいただいて、宮田委員の運営されています釧路の方にもうちの方から何度か職員がいったかと思いますが、最近で言いますと夕張だとか美唄の商工会議所でもそのように。というところまでようやくたどり着いたのですが、誠に残念ながら市町村という自治体からの正式な誘致表明がまだ出ていないというのが現状であります。

それで前々回ですか、事務局からご説明いたしましたとおり、カジノというのは現行法制下では刑法の賭博罪および賭博開張罪、185条以下なのですがこれに該当しますので、これに対するためには法務省の見解として特別法の制定が必要であるというような見解を法務省側で示している。その方向に向けて、だからこそ自民党がこういう立法化に向けて動き出しているのですが、それが現在ちょっと止まった状態であるのですけれども、今後動くだろうと。ただ、その担当省庁がどこになるか。それからここであげられた2、3カ所の地域指定をどうするか。特区との関係をどう整理するか。これについてはまだこれから決めることであって、我われは今の段階ではちょっとどうなるか、そこを見ていかなければならない状況にある。

それで、なおかつ足元の道についていいますと、道として道州制特区の提案を行うためには建設想定場所や施設の規模、対象者、運営主体をどうするか、こういう具体的な構想を整理しておく必要がある。そのためには候補地となりうる町や村、市の盛り上がりが必要でして、端的にいいますと、地元自治体が誘致表明をしないとちょっと我われとしては動きづらいものがある。仮に具体的な構想を持たないで提案を行った場合にどうなるかといいますと、他県と比べられて非常にマイナスとなりまして、せっかく道内に広がり始めたこの芽がつぶれてしまう危険もある。こういった状況にあることから、我われとしては各地の検討会と引き続き協議といいますか、お勉強といいますか、推進といいますか、話し合いを続けているというのが客観的な状況でございます。

以上です。

○ 井上会長：

ありがとうございました。これは今年度に入りましてということになるのかな、17回、18回、19回でカジノの問題は毎回ここで議論していることになりましたけれども、今事務局の方からあった説明も踏まえて、前回までやったカジノに関わる論点をもう少し整理しておきたいと思っております。ご意見があれば、あるいはご質問があればお出しいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○ 林委員：

ここまでギャンブル依存症問題が大変だと思うと、私としてはカジノ推進派にはなれないなというところがあります。それと経済的なプラスの面というの也被言われているけれども、実際に経営しているのがアメリカのラスベガスなどの大きな資本ということで、本当に日本のその雇用はある程度考えられると思うのですけれども、そのあたりが、どこか自治体が表明をして誘致したにしても、実際本当に北海道にそれだけの経済効果があるのかなというの、言われているほどないのではないかなとちょっと心配な面もあって、もう少しそのあたりがわからないから、また自治体からの手が挙がらないというのもあるのかなとは思っています。特に韓国での、この話というのは随分新聞でも報道されていて、何か普通の人は「カジノってやっぱり大変なんだ」というような印象があるのかなという気もしますが、宮田さんどうでしょうか。プラス面の方をきっといろいろ視察なさっていると思うのですが。

○ 宮田委員：

そうですね。ありがとうございます。おっしゃるとおり、カジノ依存症はどこの国でもやはり起こっています。日本でももう既にカジノはありませんけれどもギャンブル依存症というのは、パチンコでも既にどのくらいの数なのかわかりませんが、生活破綻者も出たり、サラ金問題だとか、個人の破産だとか、これも社会問題だと思います。それで、これに対して各国が取り組んでいるのはやはりその収益金からきちんとしたかたちでの病院だとか、いろんな手当についてしっかりと取り組んでいることが多いです。この韓国の例は、韓国には13カ所カジノがありますけれども、そのうち12カ所はほとんど外国人、全く外国人しかできないのです。今までのやはりヒルトンとかシェラトンとかにあるようなものですが、このカンウォンドウだけは唯一韓国国民が参加できるカジノということで、炭鉱閉山地でつくったカジノなのです。初年度から406億を超える売り上げをつくっていますけれども。ですので、韓国の人というのは非常に国民性がカッとすることなのか、思い切ったことをするのか、車でみんな集まりまして、それで車を質に入れて、そのまま掛け金をあれて破産していく人がいるという、非常に考えられないことが起こってしまっていて、これ

はちょっと国民性の違いもあるのですけれども、これはですからそこ 1 ヶ所しかできないので、そこに集中してカンウォンで起こっている現象だと思いますが、他の地域では、既にラスベガスにしてもヨーロッパでも何十ヶ所もあるわけですから、基本的には旅行者の人たちが楽しんでもらう場所。その金儲けとか一攫千金をねらう人もいるのですが。それで、今回マカオにできたリゾートホテルだとか新しいタイプのリゾートの総面積、先ほど説明がありましたけれども、カジノの面積はその中の 5%です。残りは全部ホテル、ショッピングモール、それからエンターテインメント施設なのです。ほとんど 5%の面積のところにはしかカジノはありません。スロットマシンの台数はそれなりに 1000 台とか、テーブルが何百とかありますけれども。

要するに、今やカジノのエリアというのはカジノだけの収益ではないのです。やはり世界のトップレベルのホテル、北海道には世界のトップレベルのホテルが 1 個もありません。ウィンザーとかありますけれども、本当のシェラトンとかヒルトンだとかいろんなチェーンの最高級ホテルが 1 個もないのです。例えばシェラトンだって、シェラトンはあるけれどもシェラトンの中ではセントレジスが一番上です。ヒルトンだったらヒルトンのコンラッドが 1 番上で、この 4 つ星、5 つ星クラスのホテルというのは 1 個もないのです。そういった意味で出来合いのホテルというのは、そういった世界のやはり高級ホテルであったり、それからショッピングモールも今回の道州制特区の中でも言っていましたけれども、ほとんど免税特区なのです。免税で買える。それからエンターテインメントも今回ディズニーランドができましたけれどもシートソレイユも、ああいったものがほとんどの劇場でやっているということ。滞在型で楽しめる。それでたまたまいるみたいな感じ。そういったフレームになっているのです。

それで、ヨーロッパだけではなくてアジアにこれだけできてきて日本にこれをつくって大丈夫なのかということなのですが、唯一アジアの中で成功できるカジノが北海道にできるカジノといわれています。日本の国内で、今 3 ヶ所くらい成功できる国際的な観光で寄せられる場所というのは、沖縄と首都圏東京と北海道しかないのです。海外からのオペレーターの目です。それで東京が成功する可能性があるのです。あれだけホテルがあるのだから。世界最高のものができて、ショッピングモールだっておもしろいものがある。それでそこにカジノができれば遊ぶ人もいて、収益が上がるということで、そこに建設に参加したいというカジノオペレーターがたくさんいます。それからもう 1 つはリゾート型の沖縄。沖縄のリゾートでやる。もう 1 つ残っているのは、ほとんどがマカオもシンガポールも暑いところばかりなのです。メチャクチャ暑くてリゾート型か都市型。北海道だけがアジアの本当にスイスみたいところで、森があって冬に雪があって、非常に自然に恵まれている。こういう場所しかもう他と差別化できる場所がないといわれています。

ですので、今、全世界の、先ほど説明があったサンズだとか、サンズが一番今、マカオの開発とかシンガポールの開発をしていますけれども、もう 1 つラスベガスで大きいグループ、一番大きいのですがハーラーズ。これはフラミンゴだとかシーザーズパレスとか 7 つくらいラスベガスでやっている一番大きいグループですが、ここが札幌と釧路、道東ですね、見に来ています。彼らの見解としては、やはり千歳空港から道東は便利だから、国際線も呼んでこれるのであればエリアとして魅力がある。それからもう 1 つはやはり阿寒湖を周辺としたそういったスパリゾート。もうアジアにこれしかできないというようなものができるのであれば考えたいと言うわけです。世界は非常に北海道に注目しています。

そんなこともあるものですから、いろんな諸問題があります。組織悪は要するにエリアとして認めると、そこにたくさんいろんな路地裏で悪いことをする人が出ますけれども、今回想定しているものというのはほとんど 1 ヶ所で、その場所しかできないカジノなので、組織悪が入ってくる可能性はほとんどないのです。お金を集める場所も、それからプ

レイする人たちも、全部1つの組織・施設内だけですから、組織悪の入る必要はないという。それから青少年への入場はほとんどカジノの場所は全世界共通ですから、未成年は入れませんから。

そういった意味で、あとは依存症に対する手当だとか、ほとんど地元の人にはプレイできないのですよ。カンウォンも結局、地元の人でもそうやって破綻する人がいたのですが、今は規制されていまして、カンウォンに住んでいる人がたとえば月に1回とか、そういうふうにしてほとんどできないようにしています。お客さんだけということです。それで北海道でやる場合でも、北海道のそのエリアの人がプレイできないとか、要するに国内旅行者、海外旅行者の旅行者の人がパスポートを見せて入るのか、免税店特区のように帰りのチケットを見せて入るのかというようなかたちしか想定はできないと思うのです。そういった意味で道民の生活やその地域での青少年の問題に関しては、工夫をすればほとんど世界各国と同じ水準以上のものになるのではないかと。

それで1つ懸念があるのは、ちゃんとした場所でオペレーションをちゃんと考えない限り、経済効果はないのではないかという話、全くそのとおりです。ですから沖縄は去年北海道と同じように協議会がそれぞれ道庁の、向こうは県庁が音頭をかけて地域の人たちと対話を始めています。それでやはりちょっと北海道の方は動きが遅くて、これは別に道庁の批判をするわけではなくて私自身も含めてですけども、そういう盛り上がりとか具体的なプロジェクトをどういうものを、北海道らしいものは一体どうなのかという議論についてはあまりにも少ないし、それから道民に向けての説明が足りないというのは事実なのです。ですから基本的にはもうちょっと時間がかかるのかもしれないけれども、しかし国の立法がもうほとんど進もうとしていますので、今回議会でもやはり北海道のカジノ議連もできますし、だから議論を起こしていく上でも、答申として北海道としてのやはり可能性については、他の地域は構造改革特区のレベルの段階でもう5件出しているのです、だめもとで。積極的なのです。北海道は1つとして出していないのです。構造改革特区としても出していなければ、この道州制特区としても意志表示もなければ検討もないのだったら、「なんだ北海道はやる気あまりないのかな」というふうに取りられるのではないかと私は非常に懸念していまして、議論は必要だと思いますけれども、だからあまり時期的なことはちょっとネックですけども、僕はだけどしっかりと答申していったよいのではないかなと思っています。その場所とかはまだ決まっていませんけれども。

○ 井上会長：

わかりました。1点だけ、時期的な問題がネックというのはどういう意味。

○ 宮田委員：

いやいや、時期的な問題というのは、7月にね。

○ 井上会長：

ああ、そういう意味で。わかりました。山本委員どうぞ。

○ 山本委員

非常によくわかりました。私は観光審議会に最近携わっていることでちょっと申し上げますと、四季のそれぞれの魅力で北海道観光はいろいろ今、手を打っているところだと思うし、政策的にもその戦略を描いているわけですけども、やはり冬をどうするかというのが最大のテーマで、これも魅力あるものにしなければいけないのは、これはもう割と異論がないところだと思うのです。私はその文脈でいうとカジノを誘致するというのは正直大

賛成です。心配されることはもちろんあるのですけれども、それには対処法があるのだらうと思っています。それでやはり今のパラノイアみたいな、このこともそうですけれども、それもさりながらどちらかというところとやはり地域にちゃんと効果が出てこないという意味がないというところが一番目配りしなければいけないところだというふうに思います。

それで関連戦略でやはりどういうところがあって、スキーなどもそうでしょうけれども、そういう合意形成を早くやらないといけないと思うのです。おそらくピックアップされているのだと思うけれども、踏み込んで、動いて、会って、調整していかなければいけないということですよね。

○ 宮田委員：

そのとおりだと思います。是非、やはりそういった協議会の中に林委員や女性のやはり不安を持っている方に参加いただいて、どんどん出していただきたいのです。いろんな手立てがあって、それを聞けばきっと、「ああ、そういうふうになっているのではあれば」という。つまり、イメージが非常に日本の賭博場とか、昔のラスベガスのマフィアが蔓延っているようなイメージがあると思うのですが、全く今は変わっていますので、今のモデルを見ていただきたいなということもあって、その説明不足があるのかなという気がしています。

それと経済効果なのですが、オペレーターに頼みまして、2千億を投資するのに全部カジノオペレーターたちがやるのです。そこで売り上げを上げます。経常利益に対して普通は法人だったら、経常利益に対して課税します。カジノの場合は全く違って、これはたぶんこの間の委員会でも出た資料にもありますが、売り上げは全部道営なら道営ということで北海道の売り上げになるのです。道営の売り上げになると。そこから何%というのは最初の段階から益金を取るような仕組みになるのです。ほとんどの国が売上高の段階で20%から30%を税金のようなかたちで徴収するのです。ですから事業が利益を生み出してそこに課税するというかたちではないので、オペレーターとしても必死に売り上げをちゃんと上げるのです。それはギャンブルだけではなくて、ホテルから何からすべての事業に関わる総売り上げに対して掛かってくるわけですから、そういった意味では事業はこちらの負担というのはあまりないのです。

それともう1つは、この間シンガポールがやった方式でいきますと、沖縄はずっとそれをやっているのですけれども、公募をしますよね。公募の段階でつくるものと地域性を、地域の特性を生かした地域に対する提案と、プラスインフラ整備も含めてどのくらいのことをやるのかというのが全部プレゼンさせているのです。港の開発とか、道路の整備とか、空港の整備とか、そういったギャンブル依存症の施設だとかなんとかの、そういったものすべてのトータルの提案をさせるのです。それでシンガポールは非常に厳しい国だったのですが、観光が少し落ち込んでハブ空港の機能が落ちてきたところに、やはり観光の魅力をつくるところで提案を募集して、世界中のカジノが20社くらい応募して公募して、そのインフラ整備と地域らしさというかたちでユニバーサルスタジオ全部誘致してというプレゼンテーションがリゾートで通って、街中のマーライオンの周辺はコンベンションホールの整備とコンベンションシティとしての整備を含めたカジノ会社の2ヵ所が通ったのです。ですから、やり方しだいによっては、世界中からのオペレーターを呼び込んでプレゼンさせて、良い提案を有利に進めるということが今だと可能だということもあるので、いろいろ検討のあれが必要だなと思います。

○ 林委員：

でも、本当にそのあたりに経済的な効果というのが本当にあるのかどうかということが、やはり普通の人に伝わっていないわけです。それと、本当にそんなにいいのだったら、なぜ今市町村が声をあげていないのかなというの、やはり、（宮田委員：市町村もよくわかっていないから）それは、そういう場所がないのに北海道が声をあげるというのはやはり説得力がないですね。ちょっとそのあたりと、あと最近のラスベガスも行ってはいるのですけれども、私はそれを見てやはり、「ここで育つ子どもは大変だろうな」みたいに思ってしまう人と、すごいと思う人とは、やはりちょっと最初から違うところがあるのかなと思うのですけれども。あと、ラスベガス自体は逆に他にいろいろなカジノが出たことでもすごい巡り地で苦しんでいますね。それでお年寄りにメダルをプレゼントして来てもらうとかいろんな工夫をしなくてはいけない時代という意味では、カジノのできたときは良いけれど、本当に長期的に大丈夫かとか、そのあたりもやはり見据えていかないと、なかなか反対派の人たちは安心ができないかなというような、今話を聞いていて思いました。（宮田委員：全くそのとおりだと思います。）

○ 井上会長：

いいですか。ちょっと、他の案件があるからというわけではないのですが、基本的にはこの委員会は道民の皆さん方から上がってきた提案を1つ1つ整理をしながら、私たちが特段全員一致してダメだよねと言うのはあげないにしても、できる限り道民の皆さん方の真摯にお考えになったご意見というのを、なるべく道州制特区の提案のかたちで上げていくというスタンスを当初もっていたと思うのですが、そういうことを念頭に置きながら整理をしていくと、今までやってきた部分もそうなのですが、例えば道州制特区の提案というかたちで国にあげる。それで、一応あげた段階で上げて、上がるといってもここで上がっていてもパブリックコメント、あるいは議会を通ってくるだけで、それがそのままいくかどうかというのは別なのではあるけれども、ここではまとめるということ。

ただ、今度は国に上がって、それで権限委譲が行われたらという段階では、これは完全にフリーパスで多くの事例が、じゃあ道内でやりましようと言っても、今度は多くの場合、道で条例等々を整備した上で、今度は実行に移していくということで、そこでもう1回大きな道民の皆さん方を取り込んだかたちでの議論が行われるということもありますし、その段階ではこの委員会は関係ない状況になっていますので。上げていけるものだったら上げていけばいいなというふうには思っていました。

ただ、事務局の説明があって、先ほど宮田委員についても、時期ということはどういう意味ですかということを確認いたしましたけれども、まず事務局の方の説明では、国に提案を上げていく場合には、答申として上げていく場合には、場所だとか、あるいは運営主体だとか云々というようなところのある程度詰めたかたちでもっていかないと、国としてもきちんとしたかたちで判断ができないのではないかとということがありました。それで話を伺っていると、道の中では協議会、あるいはその他市町村、あるいは道民の皆さん方に対する直接的な意見の聴取がないとか、あるいは実際に喧々諤々の議論が高まっていないというようなこともあったので、最後のところは宮田委員の意見を確認した上でいきたいと思うのですが、その確認というのは、だから第3回答申というのが7月中旬までにまとめるということなので、今後これで終止符を打つというわけでは当然ないのですが、引き続きこの委員会の場でも議論を続けていくということでもよろしいかどうかというのを宮田委員に、まあ宮田委員の意見を気にしているわけではないのですが、先ほど仔細な説明をいただきましたので、それを無視してというわけにもいきませんので。あれしたいと思いません。

○ 五十嵐委員：

最後に宮田委員のご意見を聞かせていただいたわけですが、今日改めて詳細に伺っていくと、ポイントとして道州制特区として法改正なりを求めるというのがカジノなのですけれども、本来カジノ、そこはそうなのですが、議論というのは実は北海道のリゾートのあり方とか、観光のあり方のところに非常にコミットしているのだなということが改めてわかりました。したがって、単純にカジノのところだけ刑法何条をこういうふうにしてくれというのだけでは、やはりなかなか道州制特区としての理解というのは得られないのではないかなという感じはします。

それと、これまでもリゾート法があったり、いろいろなことがあって我われは失敗を見ているわけなので、そここのところに対する、どうそこを踏まえた上で理解を得ていくかというのはやはり大きいのかなという感じがするのです。そうすると難しいかなと思うのですが、これはやはり全体像があった中でそれが1ヵ所であって、かつ今までのリゾートとこう違って、だからこのカジノについてこの法律をこうすればという理屈がちょっと必要なのではないかなと思います。

個人的に賛成か反対かというのはなかなか難しく、ラスベガスは私はどちらかといったらよくやったなという印象を持っていて、女、子どもも楽しめるという感じには見えてはいるのです。カジノも非常にきちんと、規制も本当にきちんとされているので安全という印象はあったことはあったのですが、あれがあのままではないにしろ、リゾートとかたちで北海道に本当にどういうかたちで道州制として馴染むのかというところは、ちょっとまだイメージがやはり沸かない人も多いかもしいないと思っています。

○ 井上会長：

継続的に審議をしていくということによろしいでしょうか。

○ 宮田委員：

是非、継続的に審議をして。ただ、私も本当に一番最初の段階で道州制特区としてあげることが、馴染むかどうかというのがあるのですけれども、ただ、やはり検討していきましょう、是非。国の立法の方が先になる可能性もありますけれども。自民党案だけではなくて、民主党にも実はカジノ議連がありまして、自民、超党派で、たぶんやるとすれば、国としても動くというか、国際交渉の、観光の、まさにカジノだけの問題ではないのです。そちらの方も注視しながら、是非継続的に議論をしていきましょう。

○ 井上会長：

では、そういうかたちにさせていただきたいと思います。ただ、観光政策全般にというのは、ちょっと私はこの委員会の議論に馴染むのかなというふうに思う。要するにこの委員会の性格というところで考えていけばということなのですけれども、だからこれから私が言うのもここで議論する話ではないのですが、事務局の方でご提案になった、やはりそれぞれの地区がいろんな意向調査とかアンケート調査をやっていて、その地域に住まわれる皆さん方がどういうふうに考えておられるかという意見の集約というのはある程度行われているわけです。集約ではないけれども意見の分布というのを確認されている。だからそういうようなことがきちんと行われる必要がたぶんあって、あれは意向調査ではなくて、1回やりましたよね。（渡辺地域主権局参事：道民意識調査ですね。）

そうですね。だからそういうところも含めてちょっとご検討いただければというふうには思っています。それは特区の、この委員会の提案としてやるのか、あるいは別なかたちでやるのかということは、ちょっと今は判断できません。そういうことで、継続審議と

いうことでまとめさせていただければと思うのです。

それで、あと残りがありますので。毎回、毎回カジノばかりの議論をしてもしょうがないと思うのだけれども。それとして、資料の2-5の自家用自動車による有償運送、このところで事務局から説明をいただきたいと思います。

○ 渡辺地域主権局参事：

自家用の有償運送につきまして、道民の提案というのは3つございます。前回すべてまとめて自家用有償運送というのはどういう規定があるのかというところを説明させていただいたところでございます。

それで、今資料に基づいて簡単に説明いたしますと、自家用有償運送では法律としては道路運送法第78条でありまして、大きく3つの類型があると。1つは災害のため緊急を要するとき。2つ目が自家用有償旅客運送ということで国交大臣の登録において決められるもの。その中には市町村が行うもの、あとは過疎地、NPO等の団体が行うもの。3つ目として福祉有償運送ということで身体障がいのある方とか、交通移動困難者というような方に対しましてNPO法人などがその会員に対して行っているという有償運送があります。それと公共の福祉を確保するためやむを得ない場合ということで、学校ですとか幼稚園とか、生徒とか園児をそれぞれの施設に送迎するための運送という、この3つがあるということでした。

それで道民の皆さんの提案のうち、提案64と65につきましては、両方とも観光目的というか、1つは旅客の利便性向上と宿泊施設の労力低減のために、施設の共同による自家用車による有償運送を行う。もう1つが、体験観光事業者が行う有料の顧客送迎について認める。この2つになるのではないかなと思います。それともう1つが福祉有償運送に関する部分。

それで提案64、65につきましては、これは明らかにビジネスの一環とか、旅館経営の一環として行われているものでございまして、今ご説明した有償運送の類型にははまりませんので、新たに類型をこの中につくることをしなければ有償運送はできないということでございます。

しかしながら、今旅館とかが行っている不特定多数の観光客の送迎につきましては、現在無償であれば現状でも認められている。そういうものをあえて有料にするということだと、既存のタクシーですとか、バス業界との競合は避けられないのではないかな。それで前回の17回目の議論としては、前回の議論ではバスですとかタクシーなどの既存業界をいたずらに刺激をしないようにとか、あるいは過疎地等のように既存の業界があるのかわからないような、そういうようなところでやるような輸送だったらよいのではないかな。そういうご意見がございましたが、そういう意味では64番、65番の提案というのはいかなり既存のタクシーなどと競合することになるのかなと思われま。

次に198番の提案、福祉有償運送ということでございますけれども、66ページの資料を見ていただきたいのですが、この提案でいきますとちょうどその真ん中のところに「運送区域」というのがございまして、そここのところに、「市町村の区域 発地または着地のいずれかが運送区域内にあること」というのがありまして、このところの規制を緩和してほしいというのが提案になっているということでございます。

66ページの資料を見ますと、このことというのは市町村における福祉の有償運送、あるいは過疎地の有償運送、どちらも同じ条件になってございますけれども、市町村につきましては当然のことながらよその町とよその町というのを結ぶのを、市町村のエリアの中でどちらかが自分の町から出発するというのは当然のことなのかなというふうに思われま。

あと過疎地の有償運送については67ページをちょっと見ていただきたいのですが、この上のところの表の中では、道内で自家用有償運送をやっている団体がどれくらいあるかということの表ですけれども、過疎地の有償運送は上の方ですけれども、全道で10団体あり、過疎地の有償運送をなさっているということでございます。それと、福祉有償運送の方については下になりますけれども、246団体が現に行っているという事でいけば、ニーズとしては福祉有償運送の方がやはり規制緩和などに対してニーズが多いのかなというふうにはデータ的には思われます。

以上でございます。

○ 井上会長：

ありがとうございました。ただ今説明があったのは、産業雇用のところに関連して64、自家用車による旅客共同送迎、65の有料の顧客送迎に関わる権限委譲、そして地域再生のところの福祉関連のところでありまして、198の「福祉有償運送の規制緩和」というところでありました。これらについて一緒に議論をするのがいいのか、あるいは分けて議論するのがいいのか。事務局の説明はむしろ福祉のところとそれ以外のところと分けてご議論されたと思いますけれども、先生方のご意見、あるいはご質問があればお出しいただきたいと思っております。

説明があったところのスタンスといいますか、メリハリをつけて少し誇張もあるかもしれませんが整理しておくとして、64、65についてはタクシーその他既存のビジネスとの競合の問題がある。競合の問題があるからどうなんだというふうなところもないわけではないけれども、その部分についてはいくつか時間をかけて競合相手もどういうふうにお考えなのかということも意見を聞いていかなければいけないので、今の段階では急いで結論を出すというわけにはいかない。

ただ、198の福祉に関連する部分については、これは道内における団体の数も上の方の団体に比べると多いので、そのところは少し前向きに検討・審議していったらどうかというふうなお考え。そういうふうなまとめ方でよろしいのでしょうか。

はい、どうぞ。

○ 五十嵐委員：

福祉有償の方の数をお調べいただきましてありがとうございます。団体数を見ますと246というのは市町村数よりも多いわけで、そういうことでも地域の高齢者、障がい者の足を支える役割を担っているのかなという感じがします。やはりそういう方たちの移動手段、移動というのは他にも今たくさん問題になっているところがあるのですけれども、移動を確保するという意味では非常に重要な役割を果たしていると思っておりますし、前回も出ていたようにドア to ドアでなければならぬという規制ではなく、ある程度出先から出先、北海道の場合は広域でもありますので、広域での輸送を認めるというかたちで整理いただければなというふうに思います。

○ 井上会長：

ありがとうございました。その他ご意見いかがでしょうか。今、五十嵐委員から整理を含めて方向性をご提案いただきましたけれども、そのようなかたちで一歩進んで介護といいますか、福祉関係の部分については整理案にまとめるようなかたちで次回提出していただくということよろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきたいというふうに思います。福祉有償の方ですね。こ

ういうかたちでまとめたいというふうに思っております。

では、次の議題と申しますか、次の案件に移ってよろしいでしょうか。ありがとうございます。資料 2-6 というかたちで介護サービスというのが 73 ページからあります。事務局から説明をいただきたいと思っております。

○ 渡辺地域主権局参事：

介護サービスについて、これは前回最後の方に一度説明させていただいたものですが、提案 199 番でございます。これは介護サービス事業所の指定要件を条例で定めることとし、地場業者を優先指定するというのが 199 番です。224 番は介護サービスおよび障がい者福祉サービス事業所の指定基準を条例で定めるようにする。この 2 つを前回説明させていただいたところでございました。

それで介護サービスというのは介護保険制度が導入されてからしているわけですが、医療と福祉の縦割りの制度を高齢者介護に関する制度をまとめて介護保険制度というのが、2004 年 4 月から導入されたということでございます。

74 ページは前回も示した資料ですが、介護保険の経費というのは税金と保険料によって、あとは利用者の 1 割負担で賄われている。保険料の 31%については全国プールのお金が入ってきている。介護サービスというのは予防給付と介護給付に分かれていて、さらにそれぞれ広域型サービスと地域密着型サービスに分かれていますということでございました。

それで介護サービスの種類ということで 75 ページでございますけれども、介護サービス事業所の指定については、都道府県が指定、監督を行うものと、市町村が指定、監督を行うものがあるということでございます。

76 ページ、77 ページでありますけれども、種類としては介護サービスの具体的な種類としては居宅サービス、居宅介護支援事業施設サービスと地域密着型サービスと大きく 3 つに分かれています。それぞれ細かく区分されているいろいろなサービスがなされている。

それで 78 ページになりますけれども、これは都道府県が事業者を指定するサービスでございます。この条文からいくと 5 つあるということでございます。都道府県が指定するわけですが、それぞれについて国が詳細な指定基準というものを定めてございまして、都道府県はそれに従って事業者の指定を行っている。それぞれの指定基準というのはそれぞれに関して 100 ページぐらいに及ぶような膨大な基準があるということになります。

それで前回、18 回の委員会では提案 199 の部分の中で地場業者を優先指定云々という点については、やはりこれはちょっと違うのではないかと、慎重に考えるべきではないかというご指摘をいただいたところでございます。

今度そうした場合に、それでは何のためにその基準を道の方に権限がいくのかということになるのですけれども、具体的なニーズと申しますか、そういうところがイマイチちょっと事務局の方では把握できていない状況でございます。どういう部分をどう変えるのかということが今ちょっと必ずしも明らかになっていないということでございます。

以上でございます。

○ 井上会長：

ありがとうございました。ただ今の事務局の説明に関しまして、ご意見、ご質問があればお出しいただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

はい、お願いいたします。

○ 五十嵐委員：

前回、私は早引きをいたしましてこのところになかったので申しわけございません。今ご説明いただきましたとおりでありました、指定基準が相当細かく国の方でつくっていて、ただし指定は都道府県の権限という大筋の仕切りになっているのですけれども、この指定基準そのものを条例ですということの、今何か困っていて指定基準を変えてくれということではないわけですね。私自身はそういうニーズがあるというのはあまり聞いたことがないので、その指定のところでは都道府県なり、あるいは一部地域密着は市町村とかになっていますので、そこがしっかりされていけばそれほど大きな問題はないのではないかなと。

逆に居宅のサービス事業者というのは全国でまたがって事業を展開されていますので、基準が道だけ独自でやるとその事業者が他の県で事業をするときに違うということの方のデメリットがあるのではないかなという気がいたします。

それと地元優先についても、基本的にはその利用者がサービスを選べる仕組みをつくらうということですから、事業者がサービスを選べない状況を逆につくってしまう恐れがあるということもありますので、これはむしろ利用者にとって有利ではないかなというふうに、そもそも法律をつくったときにそういう意図ではなかったわけです。ただ、いろいろ問題が出て、介護サービスについては不正受給の問題等々、それから介護職員の待遇が悪いか、それとやはり地方ではサービスがどうしても潤沢ではないので、選べる仕組みといても選べない状況というのがありますので、むしろ道州制特区で提案するとすれば、今考えていませんけれども、前の医療のときもそうなのですから、やはり過疎地であるからこそ不足しているものがある。そういうものをいかに、では垣根を取り払って医療と福祉のどちらでもやれるようにするか、福祉のやれる分野をもっと増やすとか、そういった方が道州制特区には馴染むのではないかなというふうに思っています。それは今提案するということではありませんけれども、結論からいうと、ちょっとこの提案については趣旨としてもあまり今この権限をもらってもメリットを感じるものではないなというのが私の感じです。

○ 井上会長：

ありがとうございます。その他の皆さんのご意見はいかがでしょう。今の五十嵐委員のご意見にご賛同される。よろしいですか。

はい、宮田委員どうぞ。

○ 宮田委員：

あえて特区に取り上げる必要性があるのか。そういった意味ではあまり、前回どういう議論、僕も途中で出ていってしまったのであれなのですから、これは非常に難しいところがあるのかなというふうに見ながら思っていましたけれども。やはり全国一律、全国でこれだけ税金とサービスに対するあれがあって、ここで独自のものをつくって、その財源の問題だとかいろいろあると思うのですけれども。その指定に関して、ただ、五十嵐委員のおっしゃったように過疎地で困っているところがあれば、それは何かのかたちで考えるということは必要でしょうけれども、一般的にはあまり、これは特区で出すメリットはあまり感じられないような気がします。

○ 井上会長：

ありがとうございます。その他ご意見いかがでしょう。五十嵐委員、あるいは宮田委員がおっしゃったことはそれなりに説得力があると思いますし、また参考資料として配

布されている中で199、そして242、それぞれの案件について実現した場合に考えられるメリット・デメリットというかたちで整理されております。そこに書かれてあることは、今お二方の委員の先生方がおっしゃったことと基本的には同じような趣旨だというふうには理解しておりますし、またここに書かれてあることはそれなりに説得力があるのかなというふうに思っているのですが、今回の答申というものの中に取り込むというのは今回は見合わせておきたいというようなことでよろしいでしょうか。

ただ、やはり介護の問題というのはいろんなかたちで先ほどご指摘があったように、介護業者の不正とか倒産だとか、あるいはそれに携わる方々というような問題が非常にあるのだけれども、ここで先ほど五十嵐委員から出ましたけれども、ニーズという使い手の側、受ける側というところがやはり不自由な部分、あるいは不満な部分があれば、それはまた特区として別なかたちで提案していくということで、担い手といいますか、その業者の側もさることながら、その便益を受ける側の方々の意見というのもこれから逐一拾っていくというふうに思っております。

それで最後に資料2-7、87ページからになります。「自由貿易地域」というところで事務局から説明をいただきたいと思っております。

○ 渡辺地域主権局参事：

提案69でございます。この提案につきましては、道内の港湾地域等を自由貿易地域に指定し、CIQ業務の移管や、税の優遇、ビザ発給の特例措置を行うという提案でございます。実はこれは稚内市からの提案でございます。添付で自由貿易地域というものがどのようなものかという観点で資料を用意させていただきました。

自由貿易地域、FTZ、フリートレードゾーンといいますけれども、これは現在日本では沖縄県にございます。これは現在の仕組みというのは関税法上の保税地域の制度でございます。誘致企業に対する税制金融上の優遇措置を組み合わせることで企業誘致を促進するということが、これは沖縄県のみ指定された地域だということでございます。

それで提案69は、この沖縄で行われている自由貿易地域の関税だとか、誘致企業への税制優遇に加えて、CIQの移管とビザ発給ということも組み合わせられた内容となっております。これにつきましては先ほども申しあげましたが、稚内市の提案で、現在稚内市において庁内に検討会議というものを設けて具体的な内容を検討中だということでございまして、今この段階では、秋をめどに詳細なものを取りまとめたいということでございますので、その状況を見て改めてご説明させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○ 井上会長：

ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問があればお出しいただきたいと思っております。いかがでしょうか。ではというか、たぶん事務局で、今の説明の最後のところであったところが、まさに形式的ですけどもポイントだと思うのですが、提案者の名前を言ってよかったのかどうかも分からないけれども、さる提案者、議事録にそれは名前が残るのかどうか分かりませんが、提案されたところが一応私も聞いていますけれども、改めて提案者の組織において検討する会をつくられて、そこでこれから十分に審議をされるということでもありますので、その審議の結果を受けて提案の意向の趣旨というのがもう少しクリアになる、あるいは方向性、何を希望されているのかということも分かるので、むしろその段階まで、我われが使っている表現でいえば、いったん本棚の方に戻しておいて、改めて検討結果ということで提案者から上がって来たときに改めてここで審議を、再審議をする。あるいは審議を始めるということで一応ペンディング

にしておくということがあったというふうにするのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。提案者がそういうふうにおっしゃっているわけだから。それとまったく違うものをつくって、それとは違うというふうにおっしゃられてもあれです。

○ 出光地域主権局次長：

提案者名を委員会で申し上げたのは異例ではあるのけれども、ただ、提案者ご自身が市議会で、市長さん自らが道州制特区で今提案しているからと申されて、公の場でご発言されて、まさしくその意気込みで検討、組織で詰めていらっしゃるの、詰めた内容が上がってくるのを待ちたいと思うのですけれども。

○ 井上会長：

ありがとうございます。では、今日この場で項目別、分野別に議論していただきまされたけれども、整理案の2件、検討案の6件というかたちで一通りご議論いただきました。それで資料の1に基づきまして、今日の部分を若干時間も残っておりますので説明させていただきます。

最終的に下の方から◎のついているもの。これは整理案の検討というかたちで今日上がって来たものであります。この点につきましては、今日出てきましたいくつかの委員の皆さん方からのご意見というものを参考にしながら、今一度加筆・訂正していただければというふうに思う。

あと一点は、今日ご欠席の方もおられますので、十分にご意見を賜って来ていただいているというふうには伺っておりますけれども、今度今日の意見を踏まえたかたちで出て来たときに改めてそれらの先生を中心に再検討いただいて、レビューしていただいて、そして最終的に確定するというかたちにしたいということでもあります。それ以外のところの、議論していただいた順序でいくと、123、225、これは政令市等の法定要件緩和、政令市・中核市の要件緩和というところ、さらにその下の方にあります広域中核市制度というところ。これも今日議論いただいて、慎重に今いろんなセンシティブな議論もあるわけですから、慎重に扱っていただいて、ただ整理案、答申案のイメージというようなかたちで一歩進めていただければということでもあります。進めていただければというのは、事務局でその点を整理していただいて、改めてここで整理案に基づいて議論をさせていただく、そういうふうに思います。

さらにその上の方にあります、下からいきますが199、242、介護サービス事業所等の指定、介護サービス事業所等の指定基準というのは直前にやりましたけれども、これは一応今回の答申案には載らないということで結論を得ました。198、これは上の方の64、65と抱き合わせのかたちで議論をいたしましたけれども、64、65というのは、これは答申案には盛り込まないけれども、198の福祉有償運送の規制緩和については整理案というかたちで事務局に準備をいただきたいというふうに思います。

それで54、215、カジノ関連ですが、これは引き続き審議をするというかたちにしておきたい。ただ、第3回の答申にはこれは困難であるかもしれないというかたちにしておきました。

そして69の自由貿易地域指定、1番上になりますが、この点についてはいったん本棚にということで、提案者からの具体的な、より仔細なご提案があったときに改めて検討するというにしたいと思えます。

ただそうすると、ちょっとつぶしていったんです。産業雇用のところ、これゼロですね、今のところ。ですから、このところを非常に一つの判断で、もともとこの今年度の最初の委員会から産業雇用と地域再生というようなかたちでやっていきたいと思います。

であって、片方のところはゼロにしてしまうというのもちょっとどうなのかなと思うので、まあ、カジノがうまくいけばよかったですのですが、ちょっと厳しいということもあるので、何かほかの案件があれば事務局で少し前の道民の提案、あるいはその後さまざまな団体等々からも含めて道民の皆さんから要請、ご意見があった部分、それらを踏まえて何か改めて提案出来るものがあれば。これはもう次回ぐらいに出していただかなければ無理だと思いますけれども、ちょっと改めて探していただければありがたいということです。

そういうようなかたちでよろしいでしょうか。ありがとうございました。では、事務局の方で、あと次のやつを決めなければいけないのですね。次回、20回。あと7月の第3回、7月の中旬といったら、あと2回。あと2回で間に合いますか。2回で間に合うことに努力をしたいと思うのですが、少なくとも次回6月中に1回やらなければいけないというふうに思います。そうするとあと2回か3回やらなければいけないと思うのですが、そうするとどうしても6月にあと1回やっておかなければいけないということで、調整させていただいている部分では、事務局の方なのですが、ちょっとその日程の部分について調整の結果をご説明いただきたいと思います。

○ 渡辺地域主権局参事：

6月にもう1回ということでなかなか調整がつかなくて、唯一6月25日に4名の方、報告書ギリギリなのですけれどもご出席いただけるということで、できれば6月25日のまた午前中でございますけれども、9時半でお願いできれば助かります。よろしくお願いします。

○ 井上会長：

では、9時半にあれしてください。いずれにしても全員に会議の通知というのをを出していただければというふうに思います。6月25日水曜日の9時半からということでありましたので、よろしくお願いします。

その他ということなのですが、各委員の先生方は7月上旬の洞爺湖サミット関連の仕事で極めてご多忙のところだというふうに思いますけれども、是非こちらの会議の方もお忘れなくご参集いただければというふうに思います。あとはもう事務局の方に。

○ 渡辺地域主権局参事：

特にございません。

○ 井上会長：

では、本日はこれにて終了ということで、本当にご苦労様でした。ありがとうございました。

(会議終了)